

質問第五二号

日朝平壤宣言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年三月七日

有田芳生

参議院議長 平田健二殿



## 日朝平壤宣言に関する質問主意書

一 政府は二〇〇二年九月十七日に小泉純一郎総理が北朝鮮の金正日国防委員会委員長（いずれも当時）との間で署名した「日朝平壤宣言」をいまでも有効だと判断していますか。あるいは無効だと判断していますか。いずれの場合もその理由を示してください。

二 小泉純一郎内閣以来、歴代総理は施政方針演説で「日朝平壤宣言」や「日朝国交正常化」という言葉を使っています。第一次安倍内閣の施政方針演説（平成十九年一月二十六日）でも、総理は「拉致問題の解決なくして、日朝国交正常化はありえません」と「国交正常化」の条件を語っています。ところが「第百八十三回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説」（平成二十五年一月二十八日）では、「外交・安全保障」の項で拉致問題の解決に触れていますが、「日朝平壤宣言」や「日朝国交正常化」という表現はありません。第二次安倍内閣は北朝鮮との国交正常化を追求しないのでしょうか。明確にお答えください。

右質問する。

